

報告第 18 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 9 日

足立区長 近 藤 弥 生

土地明渡等請求事件に係る訴えの提起について

次のとおり、土地明渡等請求事件に係る相手方に対し訴えの提起を行う。

1 訴えの要旨

足立区は、平成29年8月29日から江北公園（都市農業公園）駐車場の使用料相当額を支払わない相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 土地の明渡し
- (2) 未納になっている駐車場使用料金1,320,100円の支払
- (3) 平成30年5月31日午後6時から明渡済みまで、駐車場使用料相当額の1時間200円の割合による金員の支払
- (4) 訴訟費用の支払

2 相手方

債務者 埼玉県草加市在住者

3 訴えの提起を行う日

平成30年7月中旬（予定）

4 訴訟遂行の方針

弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。

5 債権額の算定（参考）

駐車場使用料金1,320,100円・・・

公有地不法占用料金（明渡が10月末までとした場合：約153日）

$153 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間} \times 200 \text{ 円/時} = 734,400 \text{ 円} \cdots$

債権額： + = 1,320,100円 + 734,400円

= 2,054,500円（想定） < 400万円